

子どもの定期予防接種のお知らせ

関すこやか生活課 感染症対策係 ☎(598)5711 FAX(582)1138

感染症などから赤ちゃんやお子さんを守るため、予防接種を受けましょう。



子どもの予防接種

子どもの定期接種

生後2ヵ月から予防接種が始まり、接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などをもとに定められています。母子健康手帳で接種履歴を確認し、余裕をもってスケジュールを立てましょう。

対接種当日に本市に住民登録のある子ども

所県内の実施医療機関

※守山・野洲・草津・栗東市以外の県内の医療機関での接種をご希望の場合は、事前に「滋賀県予防接種広域化事業」の申請が必要です。なお、しろやま赤ちゃんこどもクリニック(大津市)、浮田クリニック(大津市)、こんどう小児科(大津市)、野村産婦人科(湖南市)は事前申請が不要です。

持マイナ保険証(資格確認書)、母子健康手帳、福祉医療費受給券(ある人のみ)

他費用は無料(全額公費負担)ですが、接種対象年齢を過ぎると全額自己負担となります。



滋賀県予防接種
広域化事業
申請フォーム

対象年齢や接種回数、接種間隔など詳しくは、すこやか健康だよりまたは市ホームページをご覧ください。

・里帰りなどにより県外の医療機関で予防接種を受けたいとき(事前申請要・生後6ヵ月未満)

里帰りなどにより、生後6ヵ月未満のお子さまが県外の医療機関で接種される場合、接種後に予防接種費用の助成を行います(上限あり)。

予防接種を受ける前に申請が必要です。手続きに時間がかかりますので、予防接種の約1ヵ月前までに右記申請フォームから申請してください。



予防接種県外実施依頼
申請フォーム

・長期療養などにより定期接種の機会を逃したとき(事前申請要・年齢制限あり)

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど、やむを得ず定期接種が受けられなかった場合、対象年齢を過ぎても定期接種として接種できます。

予防接種を受ける前に上記へ申請が必要です。

対象期間

長期療養などの特別な事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

対象となる予防接種

やむを得ず、対象年齢内に定期接種として受けられなかった種類のものに限る

※令和6年度内に麻しん風しんの定期接種(第1期および第2期)の対象者で、MRワクチンの不足により接種ができなかった場合を含む

・骨髄移植などにより免疫が低下・消失した人の再接種費用助成(事前申請要・20歳未満)

骨髄移植などの医療行為によって、再接種の必要があると医師から診断された場合、再接種にかかる費用を助成します。再接種を受ける前に上記へ申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



骨髄移植後などの
再接種費用助成

対以下のすべてに該当する人

- ・再接種当日に本市に住民登録のある20歳未満
- ・骨髄移植などの医療行為によって、定期接種で得られた免疫が低下または消失したため、再接種の必要があると医師から診断された

助成額 全額助成(上限あり)

※骨髄移植などの医療行為を受ける以前に定期接種として接種していない予防接種は助成対象外